議案第93号

八広地域プラザの指定管理者の指定について 上記の議案を提出する。

平成24年11月27日

提出者 墨田区長 山 﨑 昇

八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
八広地域プラザ	東京都千代田区丸の内二丁目 7番	平成25年4月1日から
	3号	平成28年3月31日ま
	アズビル株式会社	で
	代表取締役 曽禰 寛純	

(提案理由)

八広地域プラザの指定管理者を指定する必要がある。